

JCM REPORT

3

2025 MARCH
Vol.34 No.2

行政topics①

現場技術者の専任義務の合理化（改正建設業法）

（国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課）

行政topics②

先端技術に対応した農地整備手法の確立に向けて

（農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課）

現場最前線

2024年問題における当社の取組みについて

（株式会社田中組）





第11回土木工事写真コンテスト 入選/応募作品

★入選「夜に佇む」中田 孝一 様（京都府）



写真説明

大阪府高槻市で建設中の新名神高速道路

新幹線、名神高速道路などを上越するために橋脚が高いうえに変電所が近くにあるので高圧電線が幾重にも重なっています。

美しいコンクリート橋脚群。

昼間にコンクリート打設だったのでしょうか、1基だけ明るく輝いてました。

★「建設進む足羽川ダム」岡本 聖 様（無職/京都府）



写真説明

2004年の福井県豪雨をきっかけに流域の洪水対策として足羽川ダムの建設が進んでいます。ダム建設工事展望台から見るとダムの大きさを実感できます。

表紙の写真：第11回土木工事写真コンテスト 優秀作品

「熟練工」 北川 孝 様（自営業/滋賀県）

写真説明

鋼管の溶接作業風景

講評 直径2mほどの鋼管を溶接しています。肖像権などの制約から自然な形で人物をアップでの作業風景を撮影するのは昨今難しくなりました。でも表情は見えませんが臨場感はひしひしと伝わってきます。防護面には火花があたっているようですが、撮影しているレンズに当たればそのレンズはお釈迦。やけどやガス中毒にも十分に注意して撮影してください。（土木写真家 西山芳一）

▶▶▶行政topics①

2 現場技術者の専任義務の合理化（改正建設業法）

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

▶▶▶行政topics②

6 先端技術に対応した農地整備手法の確立に向けて

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 保全調整第1係長 請田 崇史

▶▶▶現場最前線

10 2024年問題における当社の取組みについて

（一社）北海道土木施工管理技士会
株式会社田中組 建設DX推進室長 甘利 寛

▶▶▶連載特集 アスファルト舗装のはなし

14 第7回 アスファルト舗装の維持管理

一般社団法人 日本道路建設業協会 技術政策等情報部会

▶▶▶技士会・連合会news

16 令和6年度 土木施工管理技士アンケート結果
～現場技術者の声～

（一社）全国土木施工管理技士会連合会

▶▶▶ハートフル通信

17 38歳の1年生

（一社）全国建設業協会 株式会社中野建設 土木事業本部本社事業所 畠田 美奈江

18 技士会紹介

島根県土木施工管理技士会
日本塗装土木施工管理技士会

会誌編集委員会（2025年3月1日現在・順不同）

委員長

関 健太郎 国土交通省 大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

委員

高見 泰彦 国土交通省 大臣官房技術調査課
課長補佐

國時 正博 国土交通省
不動産・建設経済局建設業課 課長補佐

三浦 健 国土交通省 港湾局技術企画課
課長補佐

増田 和哉

農林水産省農村振興局
整備部設計課 施工企画調整室
課長補佐

東 好宣

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
安全課 建設安全対策室技術審査官

佐藤 潤

国土交通省 関東地方整備局
企画部 技術管理課長

秋山 栄一

（一社）全日本建設技術協会
常務理事

三浦 博之

（一社）日本建設業連合会
〔大成建設㈱〕土木営業本部
営業担当部長

松崎 成伸

（一社）全国建設業協会
〔戸田建設㈱〕土木営業統括部
土木営業第一部 部長

稲生 秀

東京土木施工管理技士会
〔前田建設工業㈱〕東京土木支店
営業第1部 営業2グループ 主査

村下 剛

新潟県土木施工管理技士会 事務局長

盛谷 明弘

（一社）全国土木施工管理技士会連合会
専務理事

現場技術者の専任義務の合理化 (改正建設業法)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1. はじめに

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。一方、他産業と比較して厳しい就労条件を背景として、就業者の減少が著しいだけでなく、現場の急速な高齢化と若年層の減少も同時に進んでいます。

建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう、担い手の確保に向けた処遇改善、価格転嫁、働き方改革といった取組の強化と

同時に、適切な入札条件での発注などによる地域建設業等の維持や、新技術の開発推進による生産性向上の取組が急務となっています。

このような状況を踏まえ、建設業法、公共工事入札適正化法（略称）及び公共工事品質確保法（略称）が令和6年6月に改正されました。（改正概要は図1参照）

本稿では、そのうち、建設業法改正における、現場技術者の専任義務の合理化、営業所技術者の専任現場の兼務（どちらも、令和6年12月13日施行）等について、その要件の詳細等を記載させて頂きます。

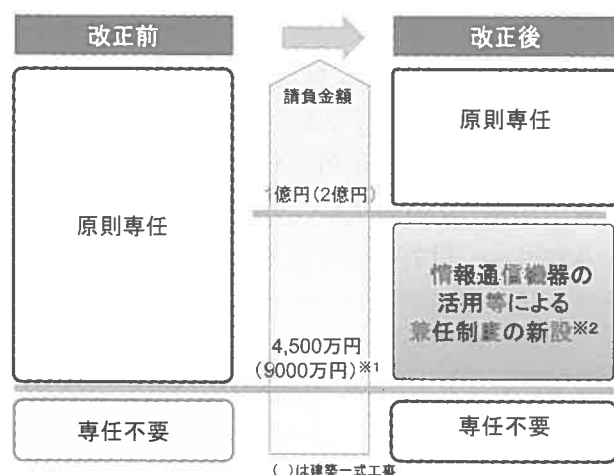
第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像			
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化 を目的に、担い手3法を改正			
担い手確保	処遇改善	議員立法 公共工事品質確保法等の改正 ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
	生産性向上	●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、実務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

図1：第三次・担い手3法の概要

2. 現場技術者の専任義務の合理化

建設業法において、建設工事に配置が求められている監理技術者又は主任技術者について、一定規模以上の工事については、専任配置が必要ですが、今般の改正法では、ICTの活用等の一定の要件を満たす場合には、専任工事現場を兼務できることされました。（概要は図2参照）具体的な要件は以下のとおりです（①から⑧すべての要件を満たす必要があります）

※以下記載において、建設業法施行令は「政令」と、建設業法施行規則は「規則」と、監理技術者制度運用マニュアルは「マ」と記載



※1：建設工事費の高騰に伴い、金額を引き上げ済（施行日：令和7年2月1日）

※2：主任技術者・監理技術者に適用可能

補足：上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

図2：監理技術者等の専任の合理化の概要

① 請負金額

各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。（政令）なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。（マ）

② 工事現場間の距離

建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。（規則）なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。（マ）

③ 下請次数

当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。（規則）なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。（マ）

④ 連絡員

当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。（規則）

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任

や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。(マ)

⑤ 施工体制を確認するための情報通信技術

当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。(規則) なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。(マ)

⑥ 人員の配置を示す計画書

当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。(規則)

- イ 当該建設業者の名称及び所在地
- ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
- ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- ニ 各建設工事に係る次の事項
 - (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (ロ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
 - (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
 - (ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

なお、人員の配置を示す計画書については、参考様式を国土交通省HPに掲載していますので、確認、活用をお願い致します。

⑦ 現場状況が確認できる情報通信技術

主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。(規則) なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。(マ)

⑧ 兼任できる工事数

兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。(政令) なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、②～⑦の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。(マ)

3. 営業所技術者等の職務の合理化

今般の改正法では、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、ICTの活用等の一定要件を満たす場合には、当該営業所技術者が主任技術者の職務を、特定営業所技術者が

監理技術者又は主任技術者の職務を兼ねて行わせることができることとされました。（概要は図3参照）具体的な要件は2.の要件と基本的に同様ですが、異なる主な部分を以下に記載致します。

・営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である必要があります。

・兼務する工事現場の数が1である必要があります。
・工事現場間の距離については、営業所から当該工事現場までの距離となります。

なお、今般の建設業法の改正に伴い、それまで「営業所専任技術者」と称していた者について、特定建設業許可を有する場合は、「特定営業所技術者」と、一般建設業許可を有する場合は、「営業所技術者」と呼称することとなりました。

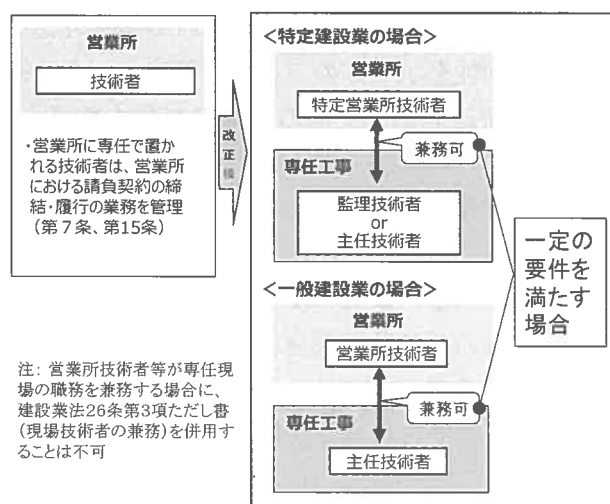


図3：営業所技術者等の職務の合理化の概要

4. その他（監理技術者の配置を要する金額要件等の見直し）

今般の建設業法の改正とは直接関連はしませんが、前回見直し以降の建設工事費の高騰を踏まえ、監理技術者の配置を要する下請代金額の下限等の見直し（建設業法施行令の改正）が行われ、令和7年2月1日から適用されました。見直しの対象や金額は表1のとおりです。

表1：建設業法における金額要件見直し概要

（単位：万円）

見直し対象	改正前 ^{※1}	改正後 ^{※3}
監理技術者の配置を要する下請代金額の下限 ^{※1}	4,500 (7,000)	5,000 (8,000)
施工体制台帳・施工計画図の作成を要する下請代金額の下限	4,500 (7,000)	5,000 (8,000)
専任の監理技術者等配置を要する請負代金額の下限	4,000 (8,000)	4,500 (9,000)
特定専門工事 ^{※2} の対象となる建設工事の下請代金額の上限	4,000	4,500

※1：特定建設業の許可を要する下請代金額の下限も同じ

※2：土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的であり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事（鉄筋工事、型枠工事）

※3：括弧書きは、建築一式工事の場合

5. さいごに

建設業の担い手確保は、建設業が持続可能であるために必要不可欠であり、今回の建設業法改正（監理技術者等の専任の合理化等）等が技術者の担い手確保に資するよう、制度改正の円滑な周知・運用に努めてまいります。

〈参考ホームページ（国土交通省）のアドレス〉

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tkl_000001_00038.html

先端技術に対応した農地整備手法の確立に向けて

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 保全調整第1係長
請田崇史

1. はじめに

昨今の食料や農業生産資材の価格高騰を始め、気候変動による食料生産の不安定化、世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化、国際情勢の不安定化等により、我が国の農業を取り巻く情勢が近年大きく変化している。一方、国内の人口全体が減少局面に転じ、生産者の減少・高齢化や国内市場の縮小は避け難い課題となっている。こうした変化に対応可能な農業構造を実現するため、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用と併せた生産方式の転換、環境と調和のとれた食料システムの確立等を図っていくことが、我が国の農業・農村政策においてますます重要になっている。

このため、農地整備の現場においては、3次元設計データを活用した情報化施工技術を導入するとともに、IoT等を活用した農機の自動運転技術等のスマート農業技術に対応可能な農業生産基盤整備を推進していくことが重要である。また、環境との調和に関しては、農林水産分野におけるカーボンニュートラルの実現に向け、農地土壌吸収源対策として位置付けられているバイオ炭の農地施用の取組等が行われており、農業農村整備としても貢献していくことは重要である。

これらのことを踏まえ、農林水産省では、スマート農業に対応可能な農地整備及び農地整備における農地土壌への炭素貯留を進めるための検討を行っているところである。

本稿は、我が国の農業をめぐる状況を踏まえ、国営農用地再編整備事業の実施地区を始めとし

て、先端技術であるスマート農業や農地土壌への炭素貯留に対応した農地整備手法の確立に向けた農林水産省の取組を紹介するものである。

2. 先端技術に対応した農林水産省の取組

(1) 先端技術に関連した近年の法改正等

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものである。制定からおよそ四半世紀が経過し、上記の情勢の変化を踏まえ、2024（令和6）年に一部改正が行われた。この中で、先端技術を活用した農地整備に関する内容として、先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮すること、事業の効率的な実施のために農業生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的知見を踏まえること（以上、第29条）、情報通信技術その他先端的な技術を活用した生産方式の導入を促進すること（第30条）などの規定が新たに追加された。また、環境面についても、環境負荷低減に資する技術を活用した生産方式の導入促進や、環境負荷低減に関する状況把握及び評価手法の開発等の施策を講ずること（第32条）などが規定された。

また、スマート農業の更なる推進については、2024（令和6）年に農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）が新たに制定された。なお、本法では、国がスマート農業技術活用のための基盤整備や高度情報通信ネットワークの整備等の措置を講ずるよう努めることなどが規定された。

(2) スマート農業の実現に向けた取組

農林水産省では、スマート農業技術を実際に生産現場に導入し、技術実証を行うとともに、技術の導入による経営への効果を明らかにすることを目的とする「スマート農業実証プロジェクト」を2019（令和元）年に開始し、2023（令和5）年までに全国217地区で実証を行っている。また、「農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業」では、遠隔監視下におけるロボット農機の無人自動走行の実現に向け、その安全性の検証や安全性確保策の検討を行っている。

(3) 農林水産分野におけるカーボンニュートラルに向けた取組

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を2021（令和3）年に策定し、調達、生産、加工、流通、消費の各段階におけるカーボンニュートラル等の環境負荷軽減の実現を図っている。このうち生産段階においては、バイオ炭の農地施用など、炭素の長期・大量貯蔵による温室効果ガスの発生抑制効果が期待されている。また、「環境保全型農業直接支払」では、地球温暖化防止に資する農業生産活動等の掛かり増し経費

分を支援しており、堆肥施用、不耕起播種による炭素貯留や、長期中干し、秋耕によるメタンガスの排出抑制に効果的な取組等を支援対象としている。

3. 先端技術導入実証事業

農業農村整備において、スマート農業の導入促進やカーボンニュートラルに貢献していくためには、事業の実施段階での取組が容易である。

そのため、国営農用地再編整備事業では、設計・施工・営農・維持管理における省力化や高度化、農地への炭素貯留の拡大を進めるため、事業実施地区を対象として技術及び効果の実証を行い、先端技術に対応した農地整備手法等の確立・体系化を図ることを目的とする「先端技術導入実証事業」の制度を2023（令和5）年度に創設した。本実証事業は、①スマート農業の実現に資する基盤整備技術の実証を行うICT導入実証事業（以下「ICT実証」）及び②バイオ炭等を用いた農地土壌への炭素貯留を増進させる基盤整備技術の実証を行う炭素貯留技術導入実証事業（以下「炭素貯留実証」）の2つの事業で構成され、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5か年の中で実施することとしている。



図－1 ICT実証のイメージ

(1) ICT実証の取組状況

ICT実証では、設計・施工・営農・維持管理の各プロセスにおけるICTの導入や、遠隔監視下での自動走行農機の利用に向けたほ区間・耕区間移動に適した農地整備等について実証を行うことで、先端技術に対応した農地整備手法を確立・体系化することを目的としている（図－1）。

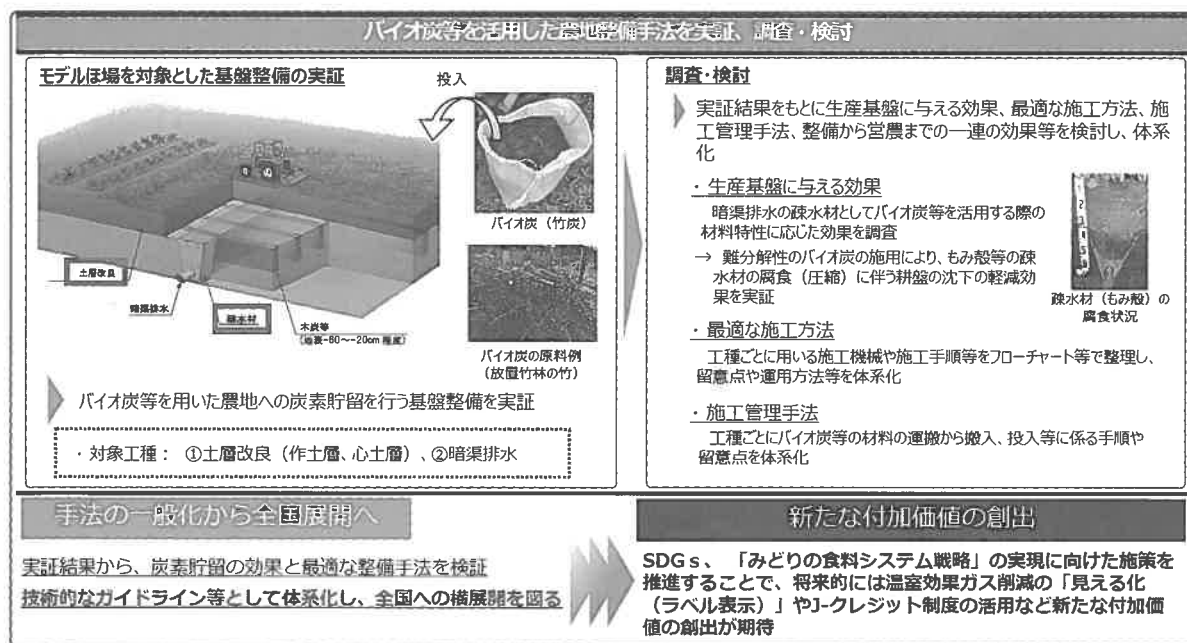
2024（令和6）年度時点で国営農用地再編整備事業が実施されている全28地区のうち、ICT実証は5地区で行われており、施工時に暗渠排水管の3次元位置情報を取得してその維持管理に活用するな

ど、設計・施工・営農・維持管理段階における3次元データの活用や、自動走行農機を導入する際の安全性・効率性の検証などを行うこととしている。

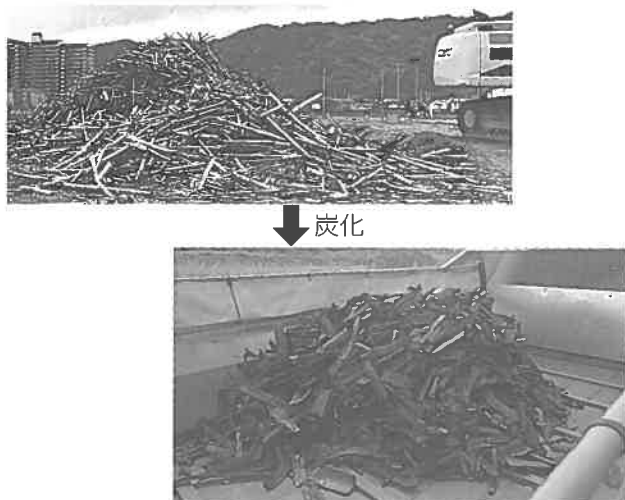
(2) 炭素貯留実証の取組状況

炭素貯留実証では、作土層や心土層における土層改良材や、暗渠排水の疎水材としてバイオ炭を活用し、その農地に与える影響や最適な施工方法、施工管理手法について、既存の材料や工法と比較して検証し、新たな農地整備手法等を確立・体系化することを目的としている（図－2）。

炭素貯留実証は現在2地区で実施しており、バ



図－2 炭素貯留実証のイメージ



図－3 放置竹を伐採して得た材（上）と炭化して生成されたバイオ炭（下）

イオ炭を調達、農地へ活用し、農地土壌に炭素を貯留するとともに、炭素貯留以外の農地へ与える効果の検証方法の検討を行っている。

実証を進めるに当たり、材料とするバイオ炭を確保する必要があるが、外部で購入したものを地区内に搬入する方法のほか、地区内の既存樹や放置竹林の伐採等による発生材を活用してバイオ炭を生成する方法も考えられる。後者の場合は運搬経費の節減につながるだけでなく、運搬に伴うCO₂排出量が軽減され、カーボンニュートラルの観点からも有効であるため、現場発生材の入手が容易な地区ではこうした工夫を行っている（図－3）。

4. 「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」

開発や普及が進む自動走行農機を導入してその効果を十分に発揮させるためには、自動走行農機等の先端技術に対応した農業基盤整備を推進することが重要である。農林水産省では、平地の水田における自動走行農機等の導入や利用に対応した農地整備手法について整理した「自動走行農機等

に対応した農地整備の手引き」(以下「手引き」)を2020(令和2)年に策定・公表した。その後、2023(令和5)年には中山間地域の水田や樹園地における農地整備手法、ドローンや通信技術、研究開発中のものを含めた新技術についての内容を追加して改定を行った(図-4)。現在は、畑地(水田の畑利用を含む)における基盤整備手法についての内容を追加する改定に向けて取り組んでいる。

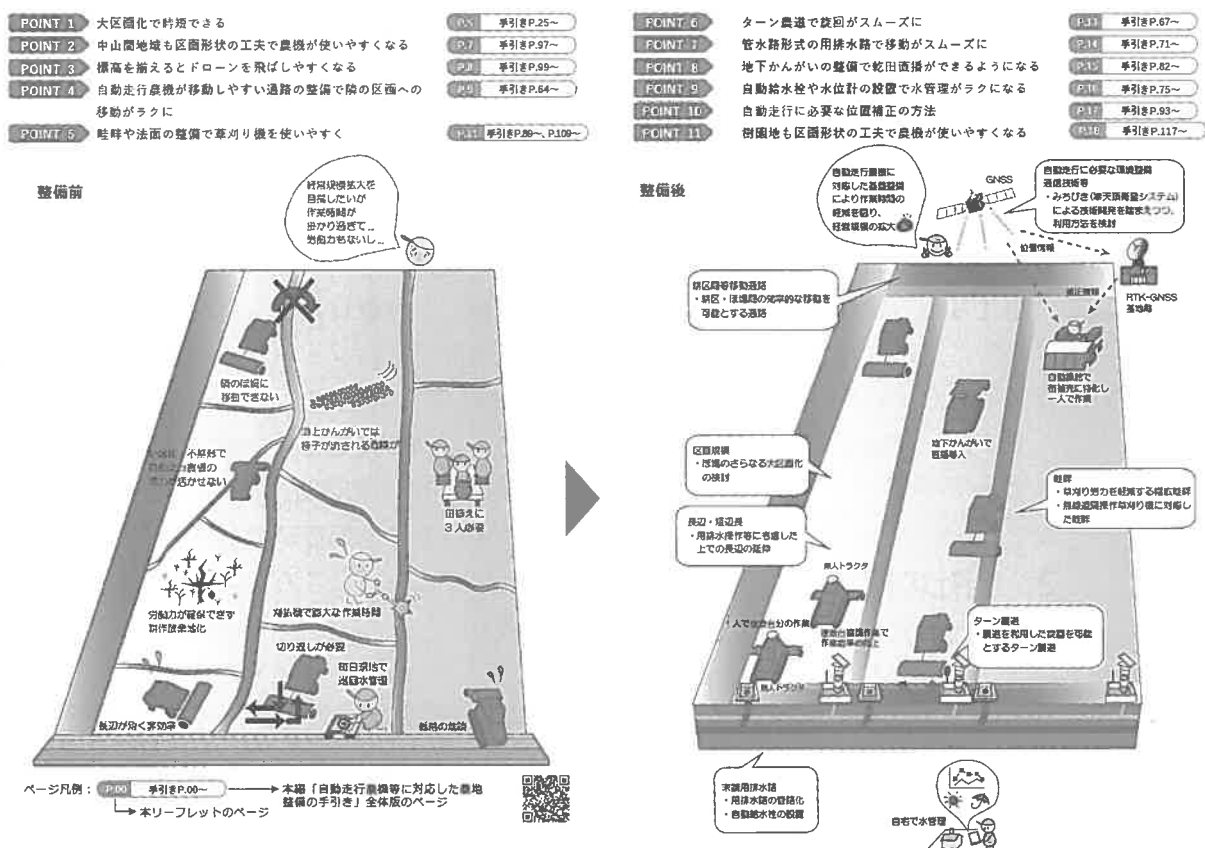


図-4 手引きにまとめられている農地整備のポイント

5. おわりに

先端技術導入実証事業で得られた成果については、技術的なガイドライン等として取りまとめ、広く普及を図ることとしている。具体的には、当該成果のうち、自動走行農機等の導入を見据えた農地整備手法に関する内容については、本稿で紹介した手引きに適宜反映するとともに、農地土壌への炭素貯留については、新たにガイドライン等

として取りまとめたいと考えている。

農業農村整備においては、地域の状況や課題に応じ、現行の技術を改善していく手法が重要であることは言うまでもない。一方で、新たな技術も含め、モデル的・先導的な手法を実証し確立した上で、全国的な展開を図っていくこともまた重要である。

今後も、先端技術に対応した農地整備手法の確立に向けた取組を先導的に進め、人口減少や高齢化に伴う労働力不足に対応可能な農業構造やカーボンニュートラルの実現に貢献できるよう努めたい。

2024年問題における 当社の取組みについて

(一社)北海道土木施工管理技士会
株式会社 田中組
建設DX推進室長 甘利 寛

1. はじめに

皆様ご承知のとおり、5年間の猶予期間が終わり、いよいよ2024年4月から建設業にも「働き方改革関連法」が本格的に適用されました。

当社でも最重要課題としていろいろと取組みを行っているところですが、今回はその内容を少し紹介させていただきます。

2. 当社の紹介

創業120余年の歴史を持つ当社は、北海道の開拓事業を背景としたインフラ整備、建設を担うことで、北海道の歴史を支えながら共に育ってきました。

近年、建設業の抱える問題である生産性の向上や業務改善、および建設業界のイメージ向上を目的とし、建設DXの推進にも力を入れ取り組んでいるところです。

3. 2024年問題への対応

3-1. 働き方改革

○現場職員のシフト制導入

従前、現場職員は朝礼から業務終了まで全員一致団結した集団行動が奨励されるような雰囲気があった。そこで現場職員それぞれ出勤・退勤時間をあえてずらす「シフト制」の取組みを行ってい

る。そのために必要なものは

- ・出退勤管理アプリ（図-1）
- ・全社員共有のスケジューラー
- ・職員の意識変革

各現場ごと各職員のシフト時間を計画し、1ヶ月程度単位でスケジューラーで全社に公表。各自の退勤時間になると上司の顔を気にせず、iPhoneで退勤の打刻を行い帰宅する。

これにより残業時間は明確に減少しているが、効果は現場条件や配置職員数に依存し、全ての現場で適用できないところもあり課題を残すところでもある。

勤務実績照会			
< 2024年 9月 >			
出勤・休出履歴		来打刻をハイライト表示する	
出勤日数	12.0日	休出日数	0.0日
法出日数	0.0日	特休日数	0.0日
有休日数	0.0日 0時間00分	法休日数	0.0日
欠勤日数	0.0日	無休日数	0.0日
有休残日数	36.0日 0時間00分	時間外残業	40時間00分
総労働時間	80時間17分	出勤時間	76時間20分
遅刻時間	0時間00分	早退時間	0時間00分
外出時間	0時間00分	休憩時間	10時間00分
早出残業時間	1時間56分	普通残業時間	0時間02分
深夜残業時間	0時間00分	休出(土・祝)残業時間	0時間00分
休出(土・祝)深夜残業	0時間00分	休出(日)残業時間	0時間00分
休出(日)深夜残業	0時間00分		

出退勤管理アプリ（図-1）

○ポイント制導入

各現場ごとにコピー用紙および残業時間を集計し、その二つの項目を変数とし、ポイント算出式により算出した数値が設定したボーダーライン以下の場合に該当現場職員にポイントを配布する取組みを行っている。こちらが当初想定したよりも職員の意識がかなり変わったと感じており、2022年と2023年比ではコピー用紙使用量については半減しており、用紙費用だけでも数百万円の削減に繋がっている。

ちなみに獲得したポイントは大手サイトのポイント等、様々なものに交換可能である。(図-2)



ポイント進呈例 (図-2)

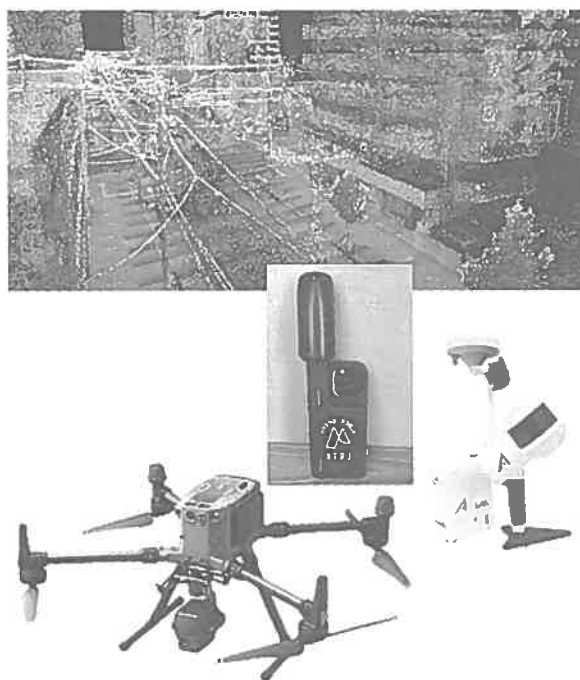
3-2. 生産性向上

○3次元測量の完全内製化

今年度から全ての現場で3次元測量を行い、かつ内製化している。使用機器はハンディ型スキャ

ナおよびUAV、スマホ装着型GNSS測量機であり、現場条件により各機種を使い分けている。

当社の建設DX推進室で全現場の測量を行うことにより外注業者との調整や待機時間の削減に繋がっている。また、横断測量や支障物等の測量不足による手戻りも無く現場業務の生産性向上に寄与している。(写真-1)



3次元測量の完全内製化 (写真-1)

○現場書類作成業務の補助

既に多くの会社で活躍されている建設ディレクターによるバックオフィス業務を当社でも採用している。現在5名の建設ディレクターにより書類作成や写真整理等の現場支援を行っている。支援のためには

- ・クラウドストレージによるデータ共有
- ・リアルタイムクラウドカメラによる現場状況共有
- ・チームコミュニケーションツール
- ・チームタスク管理ツール

等の遠隔の場所でも情報を共有できるツールが必要である。

各現場ごとに書類をいつ誰がどのように作成するか等の打合せや調整が本来のバックオフィス業務よりも煩雑になってしまうケースもあり、全現場

共通の統一運用ルールの構築が今後の課題である。

○オンラインレンタル注文および点検表のクラウド管理

従来、建機や保安用品のレンタル注文はレンタル会社の担当者との電話連絡が主であったが、なかなか繋がらない事や営業時間外で連絡できないといった事例があった。また、現在の現場内レンタル数や返却済数などの管理もする必要があった。

そこで各種レンタル注文をオンラインで行うことで上記課題を解決することができ、業務効率向上に繋がっている。また、注文カタログ内の画像や仕様、用途シーンといった説明を充実させることにより、基礎知識の少ない若手技術者育成にも繋がり大きな意味での生産性向上に寄与している。(写真-2)

また、従来紙で管理していた各重機や保安施設等の日常点検や月例点検などの点検表も各該当重機に貼付した2次元コードを読み取り、スマホ等で点検を行い、そのままクラウドに保管することにより、紙管理に比べ一連の管理に要する時間を短縮することができた。そのほかに、紙点検表の紛失や汚れなどの心配もなく圧倒的に生産性向上に繋がっている。(写真-3)



オンラインレンタル注文 (写真-2)



点検表の電子化 (写真-3)

3-3. 担い手確保

○WEB OJTによる若手技術者育成

2024年問題を解決するには担い手確保も重要な取組みのひとつと考えている。若手技術者教育の一環としてOJT「田中組アカデミー」をWEB上で社内公開している。田中組アカデミーは現場経験豊かな先輩社員が現場業務の進め方やコツといったものを動画で伝えるもので、若手技術者が時間や場所に左右されずいつでも特定業務について学習できるものである。最近の若手技術者は分からない事があっても先輩や上司に聞けないという傾向があるようで、その部分の問題解決にも繋がっている。

また、アカデミー内では経験年数によって区分けをしており、若手技術者が自分の現在位置を知ることができると同時に入社9年目で現場代理人クラスになるという共通認識の形成を図っている。(写真-4)



田中組アカデミー（写真－4）

OSNSによる積極的な情報発信

近年の就活生は約80%がSNSを利用し就職活動をしていることから、当社でもInstagramをはじめとしたSNSによる情報発信を積極的に行い、社内の雰囲気伝えることや建設業界のイメージを変えることを第一義として活動している。

当社SNS広告のここ1年間の実績を見ると動画の「完全視聴数」は約110万回、そこからHPへの「誘導アクセス数」は約13,000回であるが、これが実際の採用に繋がったかどうかは今現在未詳であり、今後の結果に期待するところである。しかしながら採用だけがこの活動の目的ではないことを考えると、採用結果に拘わらず今後も継続的に実施していくことが重要と考えている。（写真－5）



SNSによる情報発信（写真－5）

4. おわりに

我々建設業の課題は上記働き方改革に関する問題に加え、長時間労働是正や少子高齢化、賃金の引上げ等、喫緊の課題が山積しています。一企業だけでは出来ることに限界があるため、業界全体があるべき方向に転換していく必要があると思います。

2024年問題を義務としてとらえるのではなく、旧態依然の業界体質を新しい建設業界へと変革させるチャンスと捉え、一步ずつ着実に問題解決を図っていきたいと考えています。ぜひ皆様も新しい建設業界へ共に進んでいきましょう。



■ 評価方法と破損原因

(1) 評価方法

評価方法には、路面性能と舗装構造の評価があります。路面性能は、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性、浸透水量などで評価します。代表的な評価式には、MCI（維持管理指数）があります。

舗装構造は、路面の破損状況、支持力、疲労破壊性などで評価します。評価方法には、路面の破損状況にもとづく残存等値換算厚、FWD試験などによる表面たわみ、疲労度などの指標を用いて行う方法があります。

(2) 破損原因

調査結果にもとづき、舗装の破損原因について検討します。路面の破損には表3に示すものがあり、どの層に原因があるかを追求します。

表3 路面に見られるアスファルト舗装の破損

破損の種類		主な原因等	原因と考えられる層	
			表層	基層以下
ひび割れ	亀甲状ひび割れ（主に走行軌跡部）	舗装厚さ不足、路床・路盤の支持力低下・沈下、計画以上の交通量履歴	○	○
	亀甲状ひび割れ（走行軌跡部～舗装面全体）	混合物の劣化・老化	○	○
	線状ひび割れ（走行軌跡部縦方向）	混合物の劣化・老化	◎	○
	線状ひび割れ（横方向）	温度応力	○	○
	線状ひび割れ（ジョイント部）	転圧不良、接着不良	◎	○
	リフレクションクラック	コンクリート版、セメント安定処理の目地・ひび割れ		◎
	ヘアークラック	混合物の品質不良、転圧温度不適	◎	
	構造物周辺のひび割れ	地盤の不等沈下		◎
	横面舗装のひび割れ	床版のたわみ	○	◎
わだち掘れ	わだち掘れ（沈下）	路床・路盤の沈下		◎
	わだち掘れ（塑性変形）	混合物の品質不良	◎	○
	わだち掘れ（摩耗）	タイヤチェーンの走行	◎	
平坦性の低下	縦断方向の凹凸	混合物の品質不良、路床路盤の支持力の不均一	◎	○
	コルゲーション、くぼみ、より	混合物の品質不足、層間接着不良	◎	
	段差	構造物周辺の段差		◎
浸透水量の低下	渾水、水はね	空隙づまり、空隙つぶれ	◎	
すべり抵抗値の低下	ポリッシング	混合物の品質不良（特に骨材）	◎	
	ブリーディング（フラッシュ）	混合物の品質不良（特にアスファルト）	◎	
騒音値の増加	騒音の増加	路面の荒れ、空隙づまり、空隙つぶれ	◎	
ポットホール	混合物の剥離飛散	混合物の品質不良、転圧不足	○	○
その他	噴泥	ポンピング作用による路盤の没食		◎

[注] ◎：原因として可能性の大きいもの ○：原因として可能性のあるもの

■ 維持・修繕工法の選定

既設舗装の性能が、管理上の目標値を下回っている場合や近い将来下回ることが予想される場合などには、舗装の維持、修繕を計画します。

(1) 維持

維持とは、計画的に反復して行う軽度な修理を指

します。主に路面または表層を対象としており、日常的な維持と予防的維持があります。

日常的な維持は、巡回パトロール時の目視観察や、道路利用者、沿道住民からの情報にもとづき、変状が現れた箇所に対して行います。日常的な維持および工法を表4に示します。

表4 日常的な維持および工法の例

維持の種類	維持および工法の例
日常計画的・反復的に行う維持	路面の清掃など
局部的で軽度な修理	ポットホール、ジョイントの開き、ひび割れなど パッチング工法、シール材注入工法

予防的維持は、路面の性能を回復させることを目的とし、修繕までの期間の延長、舗装の供用性の向上、ライフサイクルコストの低減などにあります。予防的維持工法を表5に示します。

表5 予防的維持工法の例

破損の種類	予防的維持工法の例
ひび割れ	シール材注入工法
わだち掘れ	表面処理工法、薄層オーバーレイ工法
平坦性の低下	
すべり抵抗値の低下	

(2) 修繕

修繕は、路面の性能や舗装の性能が低下し、維持では不経済もしくは十分な回復効果が期待できない場合に実施します。主な破損の種類と修繕工法の例を表6に示します。

表6 主な破損の種類と修繕工法の例

破損の種類	修繕工法の例
ひび割れ	打換え工法、表層・基層打換え工法、切削オーバーレイ工法、オーバーレイ工法、路上路盤再生工法
わだち掘れ	表層・基層打換え工法、切削オーバーレイ工法、オーバーレイ工法、路上表層再生工法
平坦性の低下	
すべり抵抗値の低下	表層打換え工法、切削オーバーレイ工法、オーバーレイ工法、路上表層再生工法

【参考文献】

舗装設計施工指針（平成18年版）公益社団法人 日本道路協会

令和6年度 土木施工管理技士アンケート結果 ～現場技術者の声～

1. アンケート調査目的

土木施工管理技士の技術力の維持・向上及び社会的地位の向上を図るため、技士会会員が技術者として日頃感じている課題・意向・要望等を収集、把握し、技士会活動の基礎資料とする他、関係機関に対する意見、提案等に活用することを目的として、アンケート調査を平成15年から3年毎に実施しており、今年度8回目の調査を行いました。

2. 調査対象者

全国の土木施工管理技士会会員約11万3千人の中から4,190人に調査を依頼して、2,170人から回答を得ました。

3. アンケート調査項目

1	年齢
2	性別
3	土木施工管理技士資格（1・2級）の取得状況
4	監理技術者資格者証の取得状況
5	他の建設業に関係する国家資格の取得状況
6	建設業の実務経年数
7	会社での立場
8	会社の資本金
9	会社の建設業法上の許可種別
10	昨年の主な業務の内容
11	月平均の休日数
12	仕事の満足度
13	業務を行う上で感じている支障や不満
14	技術的な知識の習得方法
15	研修や講習会等への年間参加回数
16	土木技術習得のために受けた研修や講習
17	連合会で発行しているJCMレポートの利用状況
18	連合会のホームページの利用状況
19	技士会に希望する活動
20	工事関係書類の簡素化状況について
21	工事成績評価について
22	発注者側に改善してほしいこと
23	設計変更ガイドラインの活用状況等
24	ASP（施工情報共有システム）の利用状況等
25	設計変更審査会の実施状況について
26	インフラ分野におけるDXの取組状況について
27	時間外労働を抑制するための取組状況について
28	建設業を行う上で改善してほしい事項等

問26以降は特別調査としてその時代に係る課題等に対して調査を行っています。今回の特別

調査では、インフラ分野におけるDXの取組状況、時間外労働を抑制するための取組状況について調査しました。

4. 調査結果

(1) 問26の会社でのインフラ分野におけるDXの取組については、79%の会社で取組を行っているとの結果でした。取組みの内容（複数回答可）を以下に示します。

- ①ICT施工や遠隔操作による施工の実施が43%
- ②3次元設計データを活用した施工管理が42%
- ③段階確認時等のリモートによる遠隔臨場が39%
- ④ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握が38%

また、取組を行った効果について以下に示します。

- ①ICT施工による施工では、「効果があった」との回答が88%ありました。また、「どちらともいえない」「効果がなかった」（以下、「効果がなかった」という。）と回答した理由として「施工に用いるデータの準備に手間を要した」「現場の管理に習熟するまで手間が増えた」との意見がありました。
- ②3次元設計データを活用した施工管理では、「効果があった」との回答が86%ありました。また、「効果がなかった」と回答した理由として「業務に対応できる技術者を確保できなかった」「発注者との協議に時間を要した」との意見がありました。

③段階確認時等のリモートによる遠隔臨場では「効果があった」との回答が76%ありました。また、「効果がなかった」と回答した理由として「現場の通信環境が悪く遠隔臨場の実施が困難だった」「視認性の確保が困難だった」との意見がありました。

④ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握では、「効果があった」との回答が90%ありました。また、「効果がなかった」と回答した理由として「業務に対応できる技術者を確保できなかった」「発注者との協議に時間を要した」との意見がありました。

(2) 問27の「会社での時間外労働を抑制するための

取組」については、74%の会社で取組を行っているとの結果でした。取組の内容を以下に示します。

- ①「現場で行っている作業を本社などで行うよう作業分担を見直した」が21%
- ②「現場代理人等の作業を分散するために現場の人数を増やした」が20%
- ③「ICT導入により効率化を図った」が19%

また、「会社での時間外労働を抑制するための取組」を行ううえで考えられる問題については「人員不足・増員が必用」「施工量が減る、工期が伸びる、書類作成に日数を要する」「経費が上

昇する、利益が減る」との意見がありました。

- (3) 問28の「建設業を行う上で改善してほしいこと」については、「労働環境の改善」「人員確保」「適正な発注・設計変更」との回答が多くありました。

5. おわりに

アンケート調査にご協力いただいた技士会会員みなさまに厚く御礼申し上げます。

※アンケート結果については、全国土木施工管理技士会連合会のホームページでご覧いただけます。

土木施工管理技士会連合会ホームページ→その他の活動→JCMライブラリー→JCMアンケート

<https://www.ejcm.or.jp/jcm-library/enquete/>

ハートフル通信

38歳の1年生

(一社) 全国建設業協会 土木事業本部本社事業所 株式会社中野建設 島田 美奈江

私は、32歳の時に中途採用で株式会社中野建設に入社し、現在15年が経過しました。

沖縄県出身の私は、実家が建設会社を営んでいて、幼い頃から建設業界が身近にありました。

しかし、建設業界に興味を持つことはなく、どちらかと言うと就きたくない職業の一つでした。高校を卒業後、佐賀県にある短大に進学し、就職も建設業とは異なる業種に就きました。

転職が訪れたのは、出産のため実家に里帰りをして、産後に家業の手伝いを始めたときです。専門知識もない状態で現場や営業・事務の補助をしていましたが、徐々に遣り甲斐を感じるようになっていきました。兄の勧めで資格取得にも挑戦し、沖縄在住時に1級土木施工管理技士などの資格を取得しました。子育てしながらの勉強は大変でしたが、資格を取得したおかげで再び佐賀に戻った際に中野建設に入社することができました。

入社後、原価管理部で内勤業務に従事していましたが、9年前の2015年に土木部へ異動し、当時中野建設創業97年の歴史の中で初の女性技術者として現場に従事することになり、38歳で現場監督1年生になりました。

初めての女性技術者で同じ部所の人達や協力業者の方々も私の扱いに困ったと思いますが、作業環境を整え、技術者に必要な知識や姿勢を指導してくださり、出来ることが増えてるたびに成長を褒めてくれました。

もちろん怒られることも多々あり、自分の不甲斐なさに自己嫌悪になることもありました。

真夏の炎天下で汗だくになることや雪が降る中で作業することもありましたが、完成した現場を見渡した時には感無量で、これまで味わったことのない達成感を得られたことを今でも覚えています。

建設業の仕事は、生活に必要な道路や橋を整備しインフラを整え、災害復旧を第一線で行うなど、街をつくり、地域を守り、人を育てる責任ある仕事だと感じています。現場の施工管理だけではなく、ICT活用業務や建設ディレクターのように女性が活躍できる場もたくさんあり、若い頃には理解出来なかった建設業界の魅力を今度は私が発信できる人になりたいと思います。





◆概要

島根県土木施工管理技士会は、会員相互の協力によって、土木施工管理技士の品位と社会的地位の向上を目指し、かつ建設工事を的確に施工するために必要な専門知識及びその能力の習得に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的として、平成3年4月16日に設立しました。

県内11支部、267社、会員数は令和5年度末時点で2,152名となっており、その内女性会員数は60名（全体の2.8%）です。

また、若手の土木施工管理技士の確保を目的に、今年度から会員の定義を変更し、「技士補及び土木施工管理技士を目指す者」を追加しました。

役員は、会長、副会長4名、専務理事、理事17名、監事2名で構成され、定例の理事会の開催の他、正副会長による会議や、11支部長による会議等を開催しています。なお、当技士会は一般社団法人島根県建設業協会が事務局運営をしています。

◆技士会活動状況

○現場見学会

活動の柱の一つである現場見学会を毎年開催しています。

今年度は橋梁の架替現場や宍道湖岸の整備事業、松江市役所新庁舎の建設現場（連壁工法）を見学しました。参加者は100名近くとなり、これまでと同様に大人数での開催となりました。



○ASP体験研修会

生産性向上の推進を目的に令和2年度からASP（情報共有システム）の体験研修会を開催しています。

受発注者双方から研修に参加し、実際の流れを想定して受発注者間でのやり取りを体験する内容となっています。

会場と機材の関係で一回の研修会あたり10組（20名）までとなりますが、これまで受注者側の参加者で300名の実績を積み上げてきています。

発注者側も島根県職員だけでなく県内市町村の職員の方にも参加いただいています。

参加者からは、「書類作成業務や移動時間の削減に

なりそう。」「イメージと違い簡単にできそう。」など好意的に受け止めていただいています。



○行政庁との意見交換会

毎年夏に中国管内の技士会と合同で行政庁との意見交換会を開催しています。

国土交通省中国地方整備局や中国各県に向けて土木施工管理技士の立場から要望議題を提出させていただきます。

今年度の意見交換会では、当技士会からは主に、安全性や生産性の向上につながる、人力作業の省人化・省力化を図るための将来を見据えた工法選定の検討や設計成果品の精度向上など提案させていただきました。

○建設技術者セミナー

時間外労働の上限規制に伴う働き方改革の取組みの一環として、（一財）建設業技術者センターと共催し、「建設技術者のためのスキルアップセミナー」を開催しました。

本セミナーには、約150名が参加し、「これからのインフラと建設業について」と題し、（一財）建設業技術者センターの谷口博昭理事長から日本のインフラ整備と公共工事の現状、地域建設業の進むべき道についての紹介がありました。

また、島根県土木部から「建設業の働き方改革に関する取組」、桜井好美社会保険労務士から「建設現場の働き方改革～罰則付き時間外労働への対応」についてそれぞれ講演いただきました。

◆今後に向けて

昨今の少子高齢化・人口減少の状況下、土木施工管理技士も減少の傾向が強まるものと思います。

しかしながら、社会インフラ整備を担う技術者の確保・育成は不可欠であり、引き続き土木施工管理技士の社会的地位向上を目指し、ICT等の新たな技術習得にも積極的に取り組むなど技術者集団の育成のため、今後も着実な活動を行っていきたいと考えています。



◆1. はじめに

当技士会は、中央区日本橋茅場町にあります。

日本橋は、江戸時代に五街道の起点として制定され、水運にも恵まれ橋を中心に城下町として繁栄してきました。

今もオフィス、老舗等が建ち並び賑わいを見せています。

◆2. 技士会概要

塗装技士会は、塗装土木施工管理技士の技術力及び社会的地位の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備に貢献し国民生活の向上に寄与することを目的に平成13年5月に設立されました。

会員は380名程度と少数で、技士会としての単独活動はありませんが、(一社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会と共催でCPDSを取得できる講習会等を開催し、塗装に特化した会員の技術、知識の向上をサポートしています。

◆3. 技士会活動状況

①技術発表大会

社会インフラの老朽化対策の取組みや、塗装に関係する最新の話題を取り上げ、技術発表大会を毎年5月に開催しています。会員以外からも多数の方が参加され、有意義なものとなっています。



②2級土木施工管理技術検定試験（鋼構造物塗装）受験準備講習会

国家資格の検定試験に向けて、受験準備講習会を東京、大阪、福岡で開催しています。

2級土木施工管理技士に求められる知識をテキ

スト、過去問題等を使用し、わかりやすく丁寧に説明しています。

③火災事故再発防止教育講習会

平成27年2月の首都高速道路の鋼橋塗装塗替え工事現場で起きた火災死亡事故や有機溶剤等による中毒事故を踏まえ、塗装作業に従事する方に再発防止策を十分理解していただくため開催しています。



④高塗着スプレー塗装工法講習会

塗着効率が高く、塗料の飛散が極めて少ない環境にやさしい工法「高塗着スプレー塗装」の普及のため、講習会等を開催しています。



◆4. 最後に

老朽化する社会インフラを適切なメンテナンスの実施により長寿命化を図り、次世代につないでいくことが当会の役割と考えております。

併せて、会員の更なる社会的地位の向上に努めて参ります。

令和6・7年度版

建設機械施工管理技術必携

2024年2月発行 定価：8,250円（税込）

- ▶ 試験の対策本であり、(合格後) 監理技術者として知識を学ぶのに役立つ、ダブルで使える必携本です。
- ▶ 全試験種目(第1種～第6種)の解説を網羅



令和7年度版

建設機械施工管理技術検定試験問題集

2025年2月発行 定価：7,370円（税込）

- ▶ 過去5回分の問題を収録、直近の出題には図表を交えたわかりやすい解説
- ▶ 1級二次検定(筆記)では、解答例を掲載



※画像は令和6年度版です

特典

過去問演習サイト 利用権

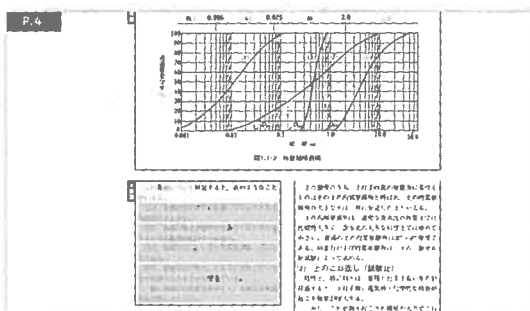
本書のご購入でもれなくプレゼント。
インターネット上でいつでも・どこでも過去問題に取り組みます。

付録 1・2級の科目別出題傾向を掲載



eラーニングのご案内

- 『令和6・7年度版 建設機械施工管理技術必携』を映像で学習
- 出題傾向をもとに、よく出るポイントを音声や色分けで解説



パソコンでも、
スマホ・タブレットでも

担い手応援！
30歳未満の方限定割引

価格(税込)

級	30歳未満	30歳以上
1級	24,200円	31,900円
2級(1科目)	11,000円	14,300円
2級(2科目)	13,200円	17,600円

もらえる！

一問一答で腕試し！

『過去問演習サイト 利用権』

アクセス可能期間(予定)

2025年2月3日～8月31日

画像は開発中のものです。



一般財団法人 建設物価調査会

オンラインショップ

お申し込み・詳細は

建設物価BookStoreから

建設物価 Book

検索

令和7年度 技術検定に対応 土木施工管理技士 合格をサポート!

(一財)地域開発研究所では、施工管理技士を目指す方を受験講習会、参考図書でサポートし、約半世紀にわたりたくさんの合格者を輩出してきました。

受験講習会 申込受付中!

選べる受講スタイル! ダブル受講も可能



会場コース

会場参加型講習会



Webコース

動画配信型講習会

- Point**
- ・同じ目標をもつ受講者と一緒に受講できる
 - ・疑問をその場で講師に確認できる
 - ・短期間で重要ポイントの対策ができる

- Point**
- ・单元ごとに視聴でき学習計画を立てやすい
 - ・スマートフォンでも視聴可能
 - ・繰り返し視聴できて聞き漏らしもなし

「会場+Web」の**“ダブル受講”**で効果倍増!
& **“Webテストサービス”**で弱点克服!

※ 第一次検定対策で「過去問トレーニング」と「実力テスト（1級第一次コースのみ対応）」が受講できるサービス。（無料）

参考図書 好評発売中!



図書のご購入は、取り扱い団体・お近くの書店・当研究所HPからご注文ください。Amazon、楽天ブックス、e-hon等のオンラインサービスからもご購入可能です。

開催日や受講料など詳細は当研究所ホームページでご案内しています。

一般財団法人 地域開発研究所
東京都文京区関口1-47-12 江戸川橋ビル

TEL 03-3235-3601
URL <https://www.ias.or.jp/>



JCM
REPORT

Vol. 34 No. 2 2025. 3
2025年3月1日 発行
(隔月1回1日発行)

編集・発行
一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
Japan Federation of Construction
Management Engineers Associations (JCM)
〒102-0076 東京都千代田区五番町6-2ホームライゾンビル1階
TEL. 03-3262-7421 (代表) FAX. 03-3262-7420
<https://www.ejcm.or.jp/>

印刷
第一資料印刷株式会社
〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7
TEL. 03-3267-8211 (代表)

技士会の監理技術者講習

～経験豊かな地元講師による対面講習～

学習履歴（CPDSユニット）の自動登録

継続学習制度（CPDS）の学習履歴（CPDSユニット）登録を希望する方は、自動で登録されるので手続きは不要です。ただし、学習履歴登録は、CPDSに加入している必要があります。

講習修了者は、12ユニット取得できます。ただし、状況により取得できない場合があります。

監理技術者講習の有効期間

監理技術者講習の有効期間は、受講した日から5年後の年の12月31日までです。

有効期間を更新される方は、有効期限を迎える年のいつ受講しても有効期限は、5年後の年の12月31日までです。早めに受講されることをお勧めします。

講習日程

講習地			講習日		
北海道	札幌	令和7年4月11日(金)			
		令和7年5月27日(火)			
		令和7年11月14日(金)			
		令和7年12月12日(金)			
		令和8年2月13日(金)			
	旭川	令和8年3月6日(金)			
		令和7年4月9日(水)			
		令和7年5月9日(金)			
	帯広	令和8年1月23日(金)			
		令和7年5月23日(金)			
令和7年11月21日(金)					
令和8年2月6日(金)					
栃木 宇都宮	令和7年5月14日(水)				
	令和7年11月26日(水)				
	令和8年3月6日(金)				
	令和7年5月16日(金)				
東京 東京	令和7年7月11日(金)				
	令和7年9月19日(金)				
	令和7年11月14日(金)				
	新潟 新潟	令和7年9月10日(水)			
令和7年12月10日(水)					

講習地		講習日	
福井	福井	令和7年4月9日(水)	
		令和7年11月11日(火)	
山梨	甲府	令和7年4月16日(水)	
		令和7年7月9日(水)	
		令和7年12月10日(水)	
		令和8年2月18日(水)	
愛知	名古屋	令和7年7月10日(木)	
		令和7年12月11日(木)	
	倉吉	令和7年6月18日(水)	
	米子	調整中	
鳥取	鳥取	令和7年12月4日(木)	
島根	出雲	令和7年4月14日(月)	
岡山	岡山	令和7年5月12日(月)	
		令和7年9月18日(木)	
		令和8年2月27日(金)	
広島	広島	令和7年4月18日(金)	
		令和7年5月20日(火)	
		令和7年9月5日(金)	
		令和7年10月15日(水)	
	福山	令和7年4月11日(金)	
令和7年10月3日(金)			

講習地		講習日	
山口	山口	令和7年4月22日(火)	
		令和7年7月23日(水)	
徳島	徳島	令和7年4月19日(土)	
		令和7年11月8日(土)	
香川	高松	令和7年4月23日(水)	
		令和7年8月27日(水)	
		令和7年11月26日(水)	
愛媛	松山	令和7年4月24日(木)	
		令和7年8月26日(火)	
		宇和島	令和7年10月9日(木)
高知	高知	令和7年7月11日(金)	
		令和7年4月2日(水)	
		令和7年7月23日(水)	
		令和7年9月24日(水)	
		令和7年12月3日(水)	
		令和8年2月5日(木)	
宮崎	宮崎	令和7年4月18日(金)	
		令和7年5月15日(木)	
		令和7年8月22日(金)	
		令和7年11月20日(木)	
	延岡	令和7年6月13日(金)	
	都城	令和7年10月16日(木)	

お申込みはホームページから <https://www.ejcm.or.jp/training/>
郵送申込み用紙もダウンロードできます

国土交通大臣登録講習実施機関（大臣登録：平成16年7月30日付・登録番号5）

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

Japan Federation of Construction Management Engineers Associations (JCM)

電話（代表）03-3262-7421 / FAX03-3262-7420 <https://www.ejcm.or.jp>

定価220円（本体200円＋税10%）

（会員の購読料は会費の中に含む）